

看護職賠償責任保険加入依頼書

<ご加入時の確認事項>
 私は、契約者である企業または団体の構成員であることを確認し、団体に対してこの保険契約への加入を依頼します。また、私は、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

加入依頼日	西暦 年 月 日	区分	新規	中途加入	更新	変更	脱退	払込方法	年払	月払
-------	-------------	----	----	------	----	----	----	------	----	----

団体コード	加入者番号
-------	-------

☆加入者名 (被保険者)	カナ 漢字	申込印 ご加入時の確認事項 確認印兼用
-----------------	----------	---------------------------

加入者住所	〒	カナ 漢字	電話番号
	—	—	

加入内容	保険期間	2018年4月1日午後4時 ~ 2019年4月1日午後4時					
	加入タイプ	A	B	C	D	中途加入日	年 月 日
	明細(A)	加入タイプに組込まれていない場合には、A~C欄記載事項や特約条項の記載欄が必要です。					
	明細(B)						
	明細(C)						
特約条項							

告知事項申告欄 どちらかに○をお付け下さい	1 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ	★他の保険契約等(※)	あり	会社名	保険等の種類
	2 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に引受保険社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ		なし	満期日	保険金額(支払限度額)
	3 上記1、2のいずれかが「はい」の場合は、その具体的な内容を記入				(※) 共済契約を含みます。 ★または★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。		

支払限度額・免責金額 ※			保険料算出基礎数字 ☆	
対人事故	1事故につき	5,000 万円	1	名
	保険期間中	15,000 万円		
対物事故	1事故につき	50 万円	年間保険料	
	保険期間中	50 万円		
初期対応費用	1事故につき	500 万円	2,480	円
(うち対人見舞金: 1名、1事故につき)		10 万円		
人格権侵害	1事故につき	5,000 万円		
	保険期間中	15,000 万円		

備考

【個人情報の取扱いに関するご案内】

ご契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金<または「保険金・給付金」と記載>支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

※ 「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

* 共同保険の場合、「東京海上日動火災保険(株)」を「引受保険会社」に、「東京海上グループ」を「引受保険会社のグループ会社」に変更し、末尾の「※「東京海上グループとは・・・」の文章を削除してください。

特別約款	文 言
【上記以外】 店舗、LPガス、旅館、クリーニング、情 サ陪、旅行業者、警備業者、旅館、薬 剤師、建築家、公認会計士、弁護士、 司法書士 等	ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。